

# ○令和5年度 茨城の「食」ブランドの確立事業（飲食店審査・PR）業務に係る企画提案プロポーザルの公告

プロポーザル方式について次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和5年5月29日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 業務の内容等

### (1) 業務名

令和5年度 茨城の「食」ブランドの確立事業（飲食店審査・PR）業務

### (2) 業務の内容

①食のプロフェッショナルによる飲食店の実食審査

②選定飲食店のプロモーション

### (3) 委託期間

委託契約締結日から令和6年3月31日まで

## 2 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。または、資格がない場合でも、過去茨城県が発注する業務において実績があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

## 3 審査方法及び評価項目

### (1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、下記（2）の評価基準により、提出書類とプレゼンテーションにて審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

また、プレゼンテーションを実施する場合、その詳細については、プレゼンテーション対象事業者あて別途通知する。

### (2) 企画提案内容を審査するための評価項目

評価項目及び内容		配点
企画提案力	①提案内容の的確性	20点
	②提案内容の独創性	20点
	③提案内容の実現性	20点
運営力	④計画・実施体制の妥当性	20点
	⑤同種又は同類業務の実績	20点
経済性	⑥見積金額の妥当性	20点

#### 4 企画提案手続き等に関する事項

##### (1) 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6  
 茨城県営業戦略部観光物産課 誘客営業担当 中村 理沙  
 電話 029-301-3622 / FAX 029-301-3629  
 E-mail : r\_nakamura@pref.ibaraki.lg.jp

##### (2) 説明書の交付方法

###### ア 交付期間

公告の日から令和5年6月5日(月)までの午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く)まで。

###### イ 交付場所

上記(1)の担当部局に同じ

###### ウ 交付方法

本県ホームページ上または茨城県物品役務入札情報サービスからダウンロード。

##### (3) 企画提案書の提出期限

令和5年6月9日(金)午後5時までに(1)へ持参又は郵送する。電子メールでの提出は認めないものとする。

##### (4) 質問の受付

公告の日から令和5年6月5日(月)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)、担当部局への電子メールにて受け付ける。

質問に対する回答は、質問者に対し電子メールにより回答する。

また、回答した内容は本県観光物産課ホームページ上で公開する。

#### 5 その他

##### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金額の全部又は一部を免除する。

##### (2) 契約書作成の要否 要

##### (3) 企画提案費用等

企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。

##### (4) 採択された企画提案書の著作権は茨城県に帰属する。

##### (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

##### (6) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。